

岐阜県公報

第 二 千 九 百 十 九 号
平 成 三 十 年 二 月 六 日
(火 曜 日)

目 次

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	六一 ^{ページ}
政治団体の異動事項等の公表	(同)	六二
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	六三
資金管理団体の名称等の公表	(同)	六四
資金管理団体がなくなつた政治団体の名称等の公表	(同)	六四
収用委員会告示		
収用及び使用の裁決手続の開始	(収用委員会)	六四
公 示		
岐阜県収用委員会の審理の開始	(収用委員会)	六五

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体の設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年二月六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
 (イ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
金子修平後援会	北村 育	滝村 尚人	高山市初田町1 58 15	金子 修平、衆議院議員	平成29年12月5日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊藤けいた後援会	千葉 昇	永屋 保男	中津川市花戸町5 13	平成29年12月4日
いとう誠一後援会	伊藤 誠一	渡 達 健太	美濃加茂市太田町4223	平成29年12月21日
木村すみえ後援会	日比野 正	木村 寿美重	美濃加茂市古井町下古井672	平成29年12月15日

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その

異動届事項を次のとおり変更した。

平成三十年二月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項		新		旧		異年月日
		会計責任者	代表者	赤尾 浩幸	渡 達 勇	異年月日		
自由民主党今尾支部	森 利 樹	代表者	山田 健雄	高山 由行	平成29年4月1日			
自由民主党可児郡支部	山 田 健 雄	会計責任者	安 藤 信 治	加 藤 保 郎	平成29年12月1日			
		主たる事務所の所在地	可児郡御嵩町津橋4015 3	可児郡御嵩町御嵩559 1				
		代表者	藤 根 圓 六	杉 山 正 樹				

自由民主党山県支部	藤 根 園 六	会計責任者	山 崎 通	村 瀬 伊 織	平成29年 12月1日
		主たる事務所の所在地	山県市出戸488	山県市高富1736 1	
伊藤ひでみつ後援会	伊 藤 秀 光	代表者	伊 藤 秀 光	野 田 利 勝	平成29年 12月21日
柴橋正直後援会	浦 田 益 之	代表者	浦 田 益 之	竹 内 義 次	平成29年 12月16日
長屋こうせい後援会連合会	長 屋 光 征	代表者	長 屋 光 征	村 瀬 勝 吾	平成29年 12月21日
水野賢一後援会	市 岡 芳 朗	会計責任者	水 野 賢 一	大 山 貴 一	平成29年 12月7日
道下かずしげ後援会	吉 田 建 夫	会計責任者	西 谷 芳 一	山 本 行 則	平成29年 12月15日

岐阜県選挙管理委員会告示第10号

岐阜県選挙区法 (昭和二十三年法律第六十四号) 第七十七條第一項の規定により、政
党団体組織法が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおりと

Info No.

平成三十一年六月

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
民進党岐阜県第5区総支部	阿知波 吉 信	阿知波 吉 信	多治見市小田町 6 17 1	平成29年 12月13日	政党の支部	民進党	一以上市町村区域等
あちは吉信後援会	阿知波 吉 信	阿知波 吉 信	多治見市小田町 6 17 1	平成29年 12月13日			
あちは吉信政経研究会	阿知波 吉 信	阿知波 吉 信	多治見市精華町17 3	平成29年 12月13日			
有賀ゆうき後援会	有 賀 雄 規	有 賀 里 奈	加茂郡八百津町久田見4059	平成28年 12月31日			
栗野光後援会	窪 田 武 利	栗 野 明 子	揖斐郡揖斐川町上東野280	平成29年 12月7日			
高木まさひろ後援会	高 木 雅 浩	高 木 直 美	岐阜市茜部中島 1 62 2	平成29年 3月31日			
ふなと洋子後援会	船 渡 洋 子	船 渡 洋 子	本巣市野海1275 7	平成29年 9月30日			

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年二月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

資金団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊藤 誠一	美濃加茂市長	いとう誠一後援会	美濃加茂市太田町4223	平成29年12月21日
伊藤 秀光	岐阜県議会議員	伊藤ひでみつ後援会	大垣市林町7940	平成29年12月21日
長屋 光征	岐阜県議会議員	長屋ひでせい後援会連合会	岐阜市道三町32	平成29年12月21日

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成三十年二月六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
阿知波 吉信	あちは吉信政経研究会	平成29年12月13日

高木 雅 浩	高木まさをひろ後援会	平成29年3月31日
松 渡 洋 子	ふなと洋子後援会	平成29年9月30日

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成三十年二月六日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

- 一 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 二 事業の種類
一般国道四七五号新設工事（有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県関市広見字小洞地内から岐阜市大字三輪字小脇地内まで、山県市大字東深瀬字大洞地内から岐阜市中西郷六丁目地内まで、本巣市三橋字系貫川通地内から瑞穂市七崎字一ノ堰西地内まで及び同県安八郡神戸町大字神戸字福井地内から同町大字下宮字村内地内（まじ）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地種等
土地の所在 岐阜県山県市大字東深瀬字大洞

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
一三三〇番一	田	田	二七	一五・六	八・三	五・六

一三三〇番一	田	田	九〇	101・表	三・三	一・五
--------	---	---	----	-------	-----	-----

(注) 収用し、又は使用しよつとする土地に係る図面は、岐阜県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
不明、ただし、 (亡) 田原悦子の法定相続人のいずれか又は全員(持分不明)	
相統人 田原 勇 相統人 田原 朋成 相統人 田原 博文 相統人 田原 政人	岐阜県山県市東深瀬二五二五番地一 愛知県半田市鴉根町二丁目二〇番地の五 岐阜県岐阜市上土居四丁目六番三 一号 住所不明、ただし、 住民票の住所 岐阜県山県市東深瀬二五二五番地一

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

氏 名	住 所	権利の種類
中部電力株式会社 社 代表取締役 勝野 哲	愛知県名古屋市中区東新町一丁目	一三三〇番一に係る使用 借権 一三三〇番二に係る地役 権

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成三十年一月十八日

公 示

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則(昭和五十

四年岐阜県収用委員会規則第一号)第七条の規定により公告する。

平成三十年二月六日

岐阜県収用委員会

会長 毛 利 哲 朗

一 起業者の名称

国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

二 事件名

平成二十九年岐収委第五号及び第六号収用事件「一般国道四七五号新設工事(有料道路名「東海環状自動車道」新設工事・岐阜県関市広見字小洞地内から岐阜市大字三輪字小脇地内まで、山県市大字東深瀬字大洞地内から岐阜市中西郷六丁目地内まで、本巣市三橋字系貫川通地内から瑞穂市七崎字一ノ堰西地内まで及び同県安八郡神戸町大字神戸字福井地内から同町大字下宮字村内地内まで)」

三 期日

平成三十年二月十五日(木) 午前十時三十分から

四 場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県庁二階大会議室

平成三十年二月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社